

(労働安全衛生法第 59 条 3 項、同法施行規則第 38 条 準拠の独自様式)

記録作成日：

【記録義務の根拠】安衛則 38 条「事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない」。この記録は特別教育を 1 回行うごとに作成する記録であり（record 単位）、帳簿全体で 1 つの保存期限ではありません。特別教育そのものの未実施は法 59 条 3 項違反として法 119 条 1 号（6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）の対象です。記録の保存については、法 119 条・120 条が安衛則の条番号を直接引用していない一方、法 120 条 1 号が法 103 条 1 項（書類の保存等）を挙げており、安衛則 38 条の保存義務はこの 103 条 1 項を受けた省令規定にあたります（法 120 条 1 号・50 万円以下の罰金）。

別紙：特別教育を必要とする業務（安衛則 36 条・代表例）

安衛則 36 条は、号ごとに列挙する形式で対象業務を定めています（第 1 号～第 41 号。枝番を含めると合計 60 項目。第 12 号は削除により欠番）。紙面の都合上、代表的な業務のみを掲載します。全項目はサイト本文（対象業務の分類表）でご確認ください。

- ・ 一号 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- ・ 三号 アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等（アーク溶接等）の業務
- ・ 四号 高圧・特別高圧の充電電路等の敷設、点検、修理又は操作の業務
- ・ 五号 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転（道路上を除く）の業務
- ・ 八号 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
- ・ 十六号 つり上げ荷重 1 トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を除く）の業務
- ・ 十九号 つり上げ荷重 1 トン未満のクレーン等の玉掛けの業務
- ・ 三十九号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（補助作業を除く）
- ・ 四十一号 フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務